

関東学院大学大学院看護学研究科修士論文内規

(2016年10月20日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、関東学院大学学位規則に基づき、大学院看護学研究科における修士論文に関し、必要な事項を定める。

(修士論文指導願の提出)

第2条 修士論文(以下「論文」という。)を提出しようとする者は、所定の「修士論文指導願」を1年次の9月末までに看護学研究科委員長に提出しなければならない。

(修士論文指導教員の決定)

第3条 前項「修士論文指導願」に基づき、大学院看護学研究科委員会(以下「委員会」という。)において主指導教員および副指導教員(以下「指導教員」という。)を決定する。

(研究計画書の提出および研究計画書発表会)

第4条 論文を提出しようとする者は、論文提出の前年度3月に所定の「研究計画書」を看護学研究科委員長に提出しなければならない。また、委員会が主催する「研究計画書発表会」において研究計画発表を行わなければならない。

(修士論文審査委員の決定)

第5条 論文の審査委員(主査1名、副査2名)は「研究計画書」に基づき、委員会にて決定する。ただし、主査については主指導教員を除くこととし、副査のうち1名は異なる分野から決定するものとする。

(修士論文中間報告会)

第6条 論文を提出する者は、委員会が主催する中間報告会にて中間報告をしなければならない。

2 中間報告会は原則として10月に開催し、在学2年を超えて春学期末修了を希望する者にとっては原則として4月に開催する。

(修士論文題目決定届の提出)

第7条 論文を提出する者は、主指導教員の許可を受け、所定の「修士論文題目決定届」を期日(11月中旬、在学2年を超えて春学期末修了を希望する者は5月下旬)までに教務第二課へ提出しなければならない。

(修士論文の提出)

第8条 論文提出の締め切りは、1月中旬とする。ただし、この日までに提出できなかった場合には、6月下旬に提出することもできる。

(修士論文の様式)

第9条 論文の様式は、次の各号による。

(1) 論文の構成は、表紙・目次・本文・注・関係書誌から成る。

(2) 論文は仮製本を3部を提出するものとする。

(3) 論文の表紙は、別紙実例に従うものとする。

(修士論文要旨の提出)

第10条 論文提出(仮製本)に併せて、次の各号により論文要旨を提出するものとする。

(1) 論文要旨は3部を提出するものとする。

(2) 論文要旨の字数は、原則として2000字以内とする。

(3) 論文要旨の用紙は、A4判とする。

(最終試験の実施)

第11条 論文を提出した者は、所定の期日に最終試験(口頭試問)を受けなければならない。1月提出者については2月、6月提出者については7月に実施する。

(図書館保存・閲覧用論文の提出)

第12条 論文を提出し最終試験に合格した者は、論文1部(図書館保存・閲覧用)を所定の期日までに提出するものとする。

2 図書館保存・閲覧用の論文については、製本またはデータの様式で提出するものとする。

(春学期末の修了要件)

第13条 修士課程に2年を超えて在学し、論文の提出によって修了に必要な要件を満たした者については、春学期末に修了することができる。

(春学期末修了願の手続)

第14条 春学期末の修了を希望する者は、主指導教員を通じて看護学研究科委員長に願い出るもの

とし、委員会の承認を得なければならない。

(内規の改廃)

第15条 この内規の改廃は、委員会の議を経て行う。

別紙

修士論文表紙の形式について

修士論文の題目の位置等は次のとおりとする。

関東学院大学					
〇〇〇〇年度 修士論文					
<table border="1"><tr><td colspan="3" style="text-align: center;">論 文 題 目</td></tr></table>			論 文 題 目		
論 文 題 目					
関東学院大学大学院看護学研究科					
看護学専攻					
指導教員					
(学籍番号)	(氏	名)			